

令和7年8月7日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市総合計画策定審議会
会長 曾我部 雄樹

瑞穂市第3次総合計画の基本構想の策定について（答申）

令和6年11月21日付け、瑞政第112号により諮問のありました瑞穂市第3次総合計画の基本構想の策定について、慎重に審議を重ねた結果、次の通り答申いたします。

答申

本審議会に付託された瑞穂市第3次総合計画の基本構想案は妥当なものと認めます。

瑞穂市第3次総合計画の基本構想案の策定にあたり実施された市民意識調査、ワークショップ等の市民の参画・協働の取り組みは、市民・議会・行政が相互理解のもと一体となった都市づくりを進めるうえで、有意義であったと評価できます。その上で本審議会に付議された総合計画案については、将来展望で定められた「市の将来像」、「本計画における目標人口」、「本計画における目標指標」、「将来の都市空間像」を設定し、施策の実現に向けた必要な基本目標が体系的に示されており、客観的に計画の推進が管理できるものと評価します。

本審議会には多様な立場の委員が参集し活発な意見交換が行われたが、どの意見も行政に対する期待が込められています。基本構想に基づく基本計画、実施計画の策定にあたっては、本審議会の審議結果を十分に踏まえ、着実な推進に努められるよう要請します。

瑞穂市第3次総合計画

(案)

瑞穂市

目次

序 論.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 時代の潮流.....	5
4. 瑞穂市の現状.....	8
5. まちづくりに関する住民意識.....	15
6. まちづくりに向けた課題.....	23
基本構想.....	25
1. 瑞穂市の将来展望.....	27
2. 計画の施策体系.....	32

序 論

1. 計画策定の背景と目的

本市では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、市の将来像を示し、総合的かつ計画的な市政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や県の動向も注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

平成28(2016)年3月には「瑞穂市第2次総合計画」(基本計画については令和3(2021)年3月に改訂/以下「前計画」という。)を策定するとともに、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を将来像に掲げて、様々な施策・事業に取り組んできました。

前計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンやAIの普及等、社会全体の高度化やデジタル化が進みました。その一方、令和2(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は医療や経済に深刻な状況をもたらし、令和4(2022)年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻等はいずれ収束するか予想できず、世界に大きな打撃と分断を生んでいます。

このような中、日本では、旅行・観光・宿泊業等における国内旅行やインバウンドの需要喚起、あらゆる業態における人材確保、テレワークによる多様な勤務形態の推奨等、ポストコロナや世界の不安定な情勢を踏まえつつ経済活動を持続できるよう様々な取組が進められています。

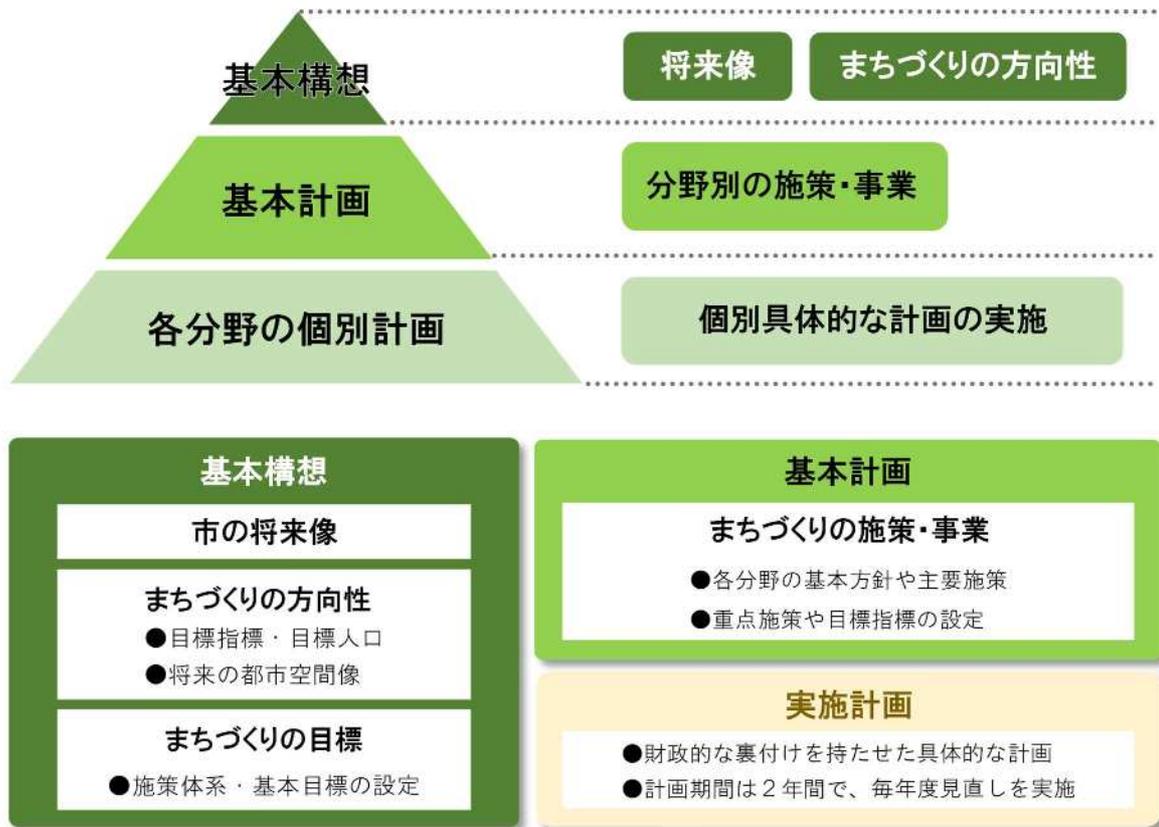
本市では、前計画の取組状況を精査し、本市の現状等を把握したうえで、時代の潮流、社会の変化、多様化する市民ニーズ等を踏まえた「瑞穂市第3次総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。これからも行政と市民との協働により、誰もが幸せに住み続けられる地域社会が実現できるよう、本計画の施策・事業を力強く推進していくこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、市のこれから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針であり、本市の全ての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。

また、本計画の計画期間について、基本構想は令和8（2026）年度から10年間、基本計画は令和8（2026）年度から5年間とします。

◆計画の位置づけ◆



◆計画の期間◆

和暦(年度)	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
西暦(年度)	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
総合計画	基本構想 ※10年間									
基本計画	基本計画(前期)					基本計画(後期)				
実施計画	2年					2年				
		2年					2年			
			2年					2年		
				2年					2年	
					2年					1~2年

3. 時代の潮流

(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,808 万人をピークに人口減少社会に入っており、令和 6（2024）年 3 月 1 日現在で約 1 億 2,400 万人となっており、うち高齢者人口は約 3,623 万人で総人口に占める割合は 29.2%となっています。

超高齢社会では、高齢者、特に後期高齢者の増加により、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されます。一方、出生数は平成 27（2015）年まで 100 万人を維持してきましたが、以降は 100 万人割れの年が続いており、令和 5（2023）年の出生数は約 73 万人となっています。

人口減少や少子高齢化により、地域活力や労働力の低下を招くとともに、あらゆる社会経済活動が縮小する要因となることが懸念されます。

(2) 地域福祉に関する取組

人口減少、少子高齢化に加え、核家族化や独居高齢者及び高齢者のみの世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化により、ライフスタイルや価値観は多様化してきており、世帯や個人が抱える課題も複雑化・複合化してきています。

このため、地域福祉の基本的な概念である「自助・共助・公助」を踏まえた活動により、助けあい・支えあいながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まってきています。地域福祉の推進により、ともに暮らし続けられる地域社会を創造するとともに、住民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

近年では、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や核家族化・少子高齢化に伴う家族形態、インターネットやスマートフォン等の普及や利便性の向上による生活形態の変化等により、個人のライフスタイルは年々変容しています。その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒し、健康、余暇等、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる健康増進活動やスポーツ・レクリエーション活動に一層取り組み、ライフステージに応じた個性や能力が発揮されるまちづくりを推進することが必要です。また、障がいのある人も活躍できる社会の実現や、男女共同参画社会の実現に向けた取組、諸外国への理解と多文化共生等、多様な価値観や個性を尊重することにより、互いの存在を認め合い支え合える社会を構築することが求められています。

(4) 国を挙げた地方創生の取組

国及び地方の財政が厳しさを増す中、国においては平成26(2014)年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に資する取組を進めてきました。

また、地方自治体においては、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持する施策を展開しています。若い世代が地方に移住して就業・起業をすることで人生の新たな可能性を探る動きが芽生えたり、副業・兼業やサテライトオフィス等の多様な働き方、ブランド化による農林水産業の振興等を通じて、継続して地域との関わりを持ったりする動きも全国の至るところで見られるようになってきました。

このような地方創生の動きを加速するため、令和4(2022)年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力による社会課題解決やデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保等の取組を推進しています。また、令和6(2024)年10月には石破内閣の主導のもと、地方創生のため地域のあらゆる関係者が知恵を出し合うことで地方創生施策をさらに推進する方向性(地方創生2.0)が打ち出されました。

引き続き、国が主導する中で、地方創生のためにデジタル技術を活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化、日常生活に不可欠なサービスの維持向上等が一層推進され、新たな価値やサービスが生み出される社会の実現に向けた動きが進められます。

(5) 産業構造の変化

コロナ禍は収束したものの、ロシアのウクライナ侵攻等、世界的に不安定な社会情勢が続く中で、グローバル化に基づく経済の脆弱性が浮き彫りになってきています。また、国内においては、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域社会の衰退といった従来の構造的な課題もより深刻化しており、エネルギーや食料の調達という暮らしや産業を支える土台も脆弱であると再認識せざるを得ない状況となっています。

雇用情勢は、コロナ前と比べて求人数の回復に遅れが見られる産業もあるものの、経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直してきていますが、少子高齢化等の影響を受け、長期的に続く企業の人手不足の問題も顕在化しています。このような状況下で、地域経済を持続的に発展させていくためには、時代に合った良好な雇用環境を整えていくことが重要であり、これまで以上に中小企業支援や求職者に対する就職支援、雇用のミスマッチ解消等に向けた取組を強化していくことが求められています。

(6) 環境問題に関する意識

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地で見られ、被害も至るところで発生するようになってきました。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」については、我が国において太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとされており、地方公共団体は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」のため脱炭素社会に向けた取組を進めることが求められます。

個人レベルにおいても、太陽光パネルの設置、蓄電池の高性能化による電気自動車やハイブリッド車の普及、ごみ削減やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。

(7) 災害への備えと感染症対策の取組

平成23(2011)年に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、我が国全体に甚大な被害をもたらした。大きな衝撃を与えました。国においては、南海トラフ巨大地震等について、東日本大震災の教訓を踏まえた想定と対策を関係自治体と連携しながら進めています。

また、近年の大型台風や前線による線状降水帯、積乱雲の突然の発達によるゲリラ豪雨や竜巻等は、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした天災に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

このような中、令和6(2024)年1月に発生した能登半島地震では、多くの人的・住家被害等に対応するため、国を挙げた被災地の復旧・復興支援が行われています。各自治体においては、これまでのあらゆる災害を教訓として、地震や津波、風水害等に対するインフラ対策を強化するとともに、住民への防災意識の向上に向けた取組を推進しています。

さらに、コロナ禍を経た今、あらゆる感染症対策の強化と経済活動の両立に向けた様々な対策を講じる中で、基本的な感染症対策の普及啓発とアフターコロナに向けた取組が全国で進められています。

(8) 公共施設等の維持管理

全国の自治体において財政事情が厳しさを増す中、道路・橋りょう・水道や公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、人口減少等により公共施設等の需要が減少していくことも予想されています。

このため、国では「インフラ長寿命化基本計画」を平成25(2013)年に策定するとともに、各自治体で「公共施設等総合管理計画」を策定し、国と自治体が一丸となってインフラの維持管理を推進することで、いつまでも住み続けられるまちづくりに努めています。

4. 瑞穂市の現状

(1) 瑞穂市の概況

■位置と地勢

瑞穂市は、濃尾平野の北西、岐阜市と大垣市の間に位置しています。市の東には長良川、西には揖斐川が流れ、輪中と呼ばれる水郷地帯です。

江戸時代には、五街道の一つの中山道が通り、宿場も置かれていました。現代においても、JR東海道新幹線を使えば、東京まで2時間強、大阪まで1時間半の交通至便の地となっています。

東経 136度41分26秒
北緯 35度23分29秒
標高 7.35メートル
面積 28.19平方キロメートル



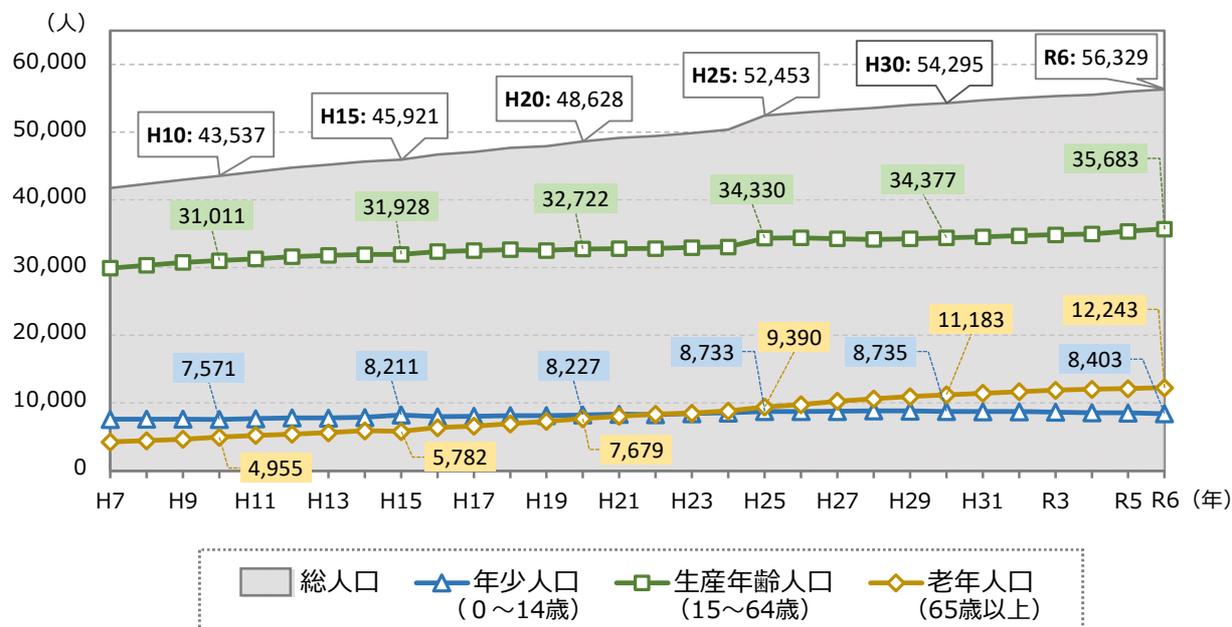
■沿革

平成15(2003)年5月、穂積町と巣南町が合併して瑞穂市が誕生しました。合併時の人口は47,449人で16,130世帯(どちらも外国人含む)でしたが、岐阜市、大垣市、本巣市等の近隣都市とのつながりが強いことから、都市近郊のベッドタウンとして本市の人口は増加しています。

(2) 人口の推移

■市の総人口と年齢三区分別人口の推移

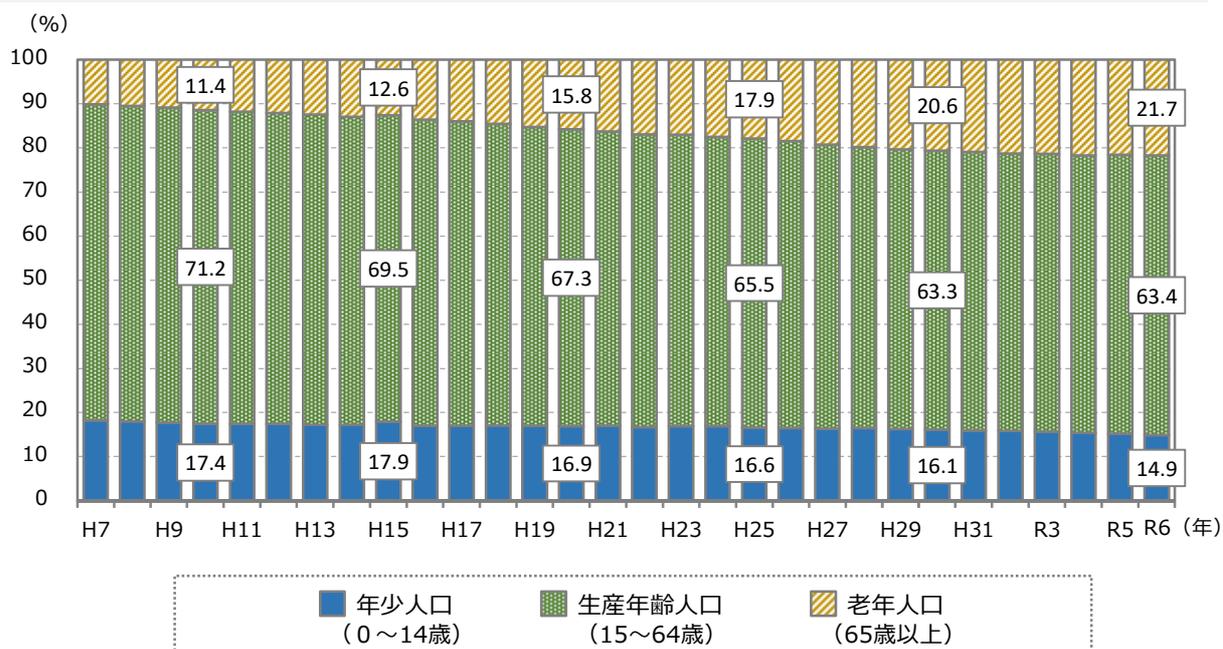
総人口は増加で推移していますが、年齢3区分別では、近年、年少人口（15歳未満）は減少、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）と老年人口（65歳以上）は増加しています。



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

■年齢3区分別人口の割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移を見ると、年少人口（15歳未満）の割合は減少が続いており、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）の割合は横ばい、老年人口（65歳以上）の割合は増加が続いています。



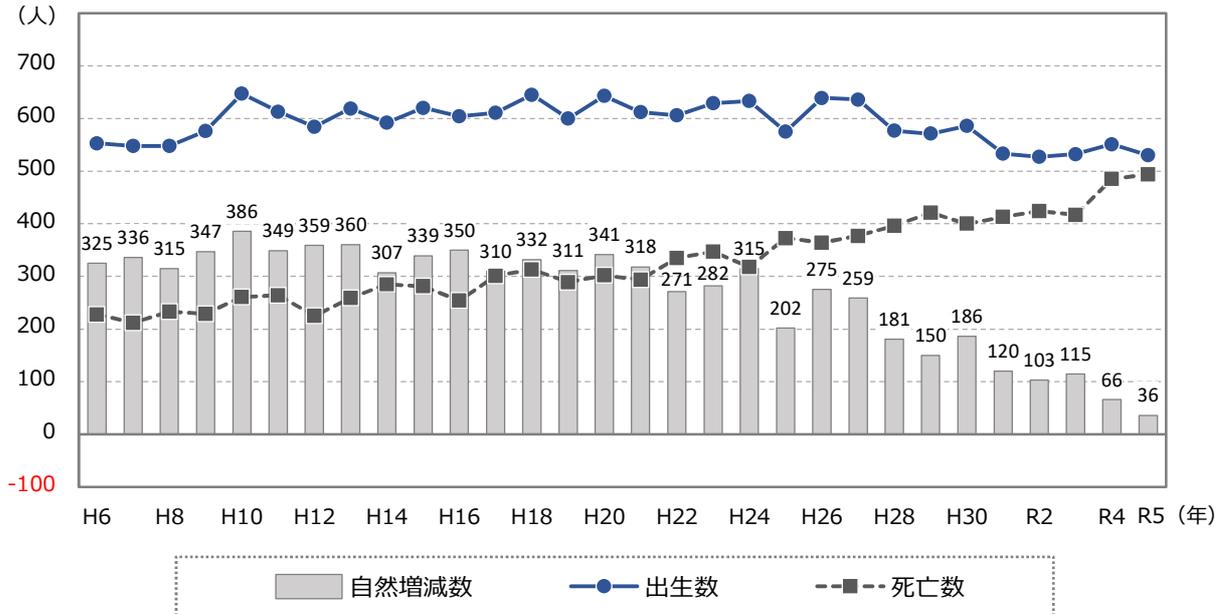
資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

(3) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、自然増で推移していますが、高齢化による死亡数の増加の影響により、近年の自然増の推移は縮小傾向にあります。

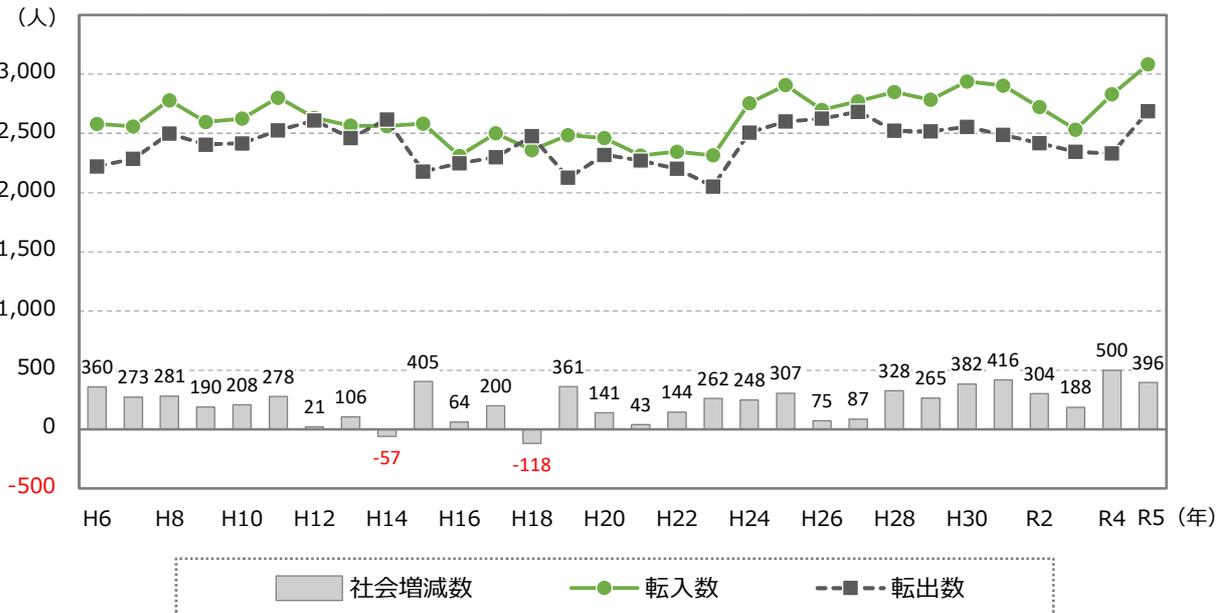
また、社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、一部の年を除き、概ね社会増で推移しています。

■自然増減の推移



資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25以降は各年1月1日～12月31日

■社会増減の推移

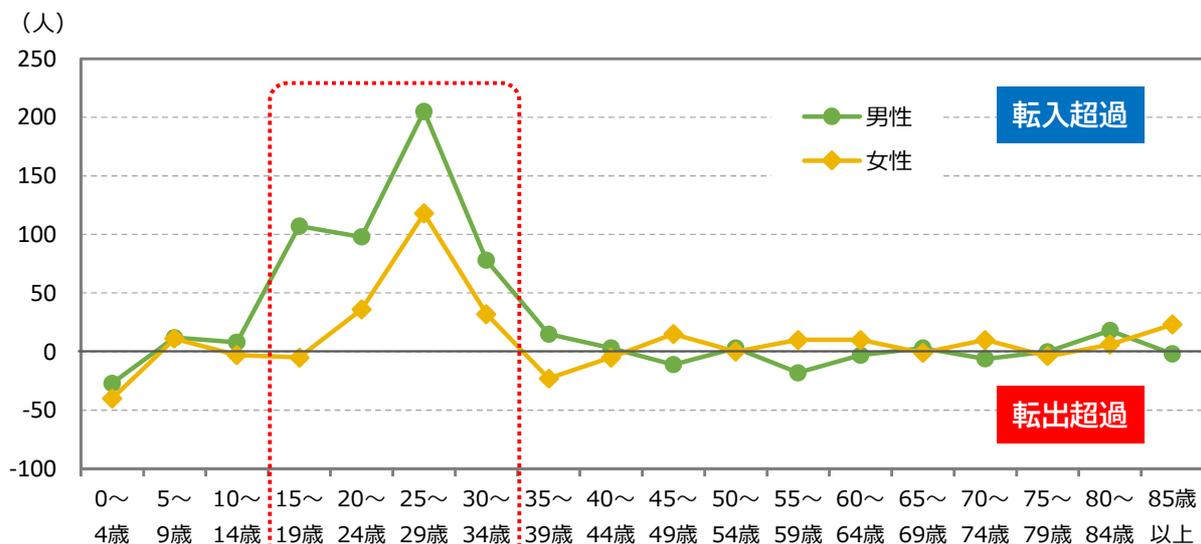


資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25以降は各年1月1日～12月31日

(4) 5歳階級別の転入・転出の状況

転入・転出超過数を見ると、男性では、特に15～34歳、女性では特に20～34歳で転入超過となっています。

■転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）【令和3（2021）年～令和5（2023）年の累計】



(単位：人)

年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	264	244	508	291	284	575	△27	△40	△67
5～9歳	86	79	165	74	68	142	12	11	23
10～14歳	40	41	81	32	44	76	8	△3	5
15～19歳	286	133	419	179	138	317	107	△5	102
20～24歳	789	639	1,428	691	603	1,294	98	36	134
25～29歳	957	870	1,827	752	752	1,504	205	118	323
30～34歳	622	502	1,124	544	470	1,014	78	32	110
35～39歳	323	237	560	308	260	568	15	△23	△8
40～44歳	212	160	372	209	165	374	3	△5	△2
45～49歳	158	141	299	169	126	295	△11	15	4
50～54歳	118	122	240	115	122	237	3	0	3
55～59歳	65	74	139	83	64	147	△18	10	△8
60～64歳	57	45	102	60	35	95	△3	10	7
65～69歳	37	34	71	34	35	69	3	△1	2
70～74歳	26	32	58	32	22	54	△6	10	4
75～79歳	20	25	45	20	29	49	0	△4	△4
80～84歳	22	28	50	4	22	26	18	6	24
85歳以上	13	54	67	15	31	46	△2	23	21
計	4,095	3,460	7,555	3,612	3,270	6,882	483	190	673

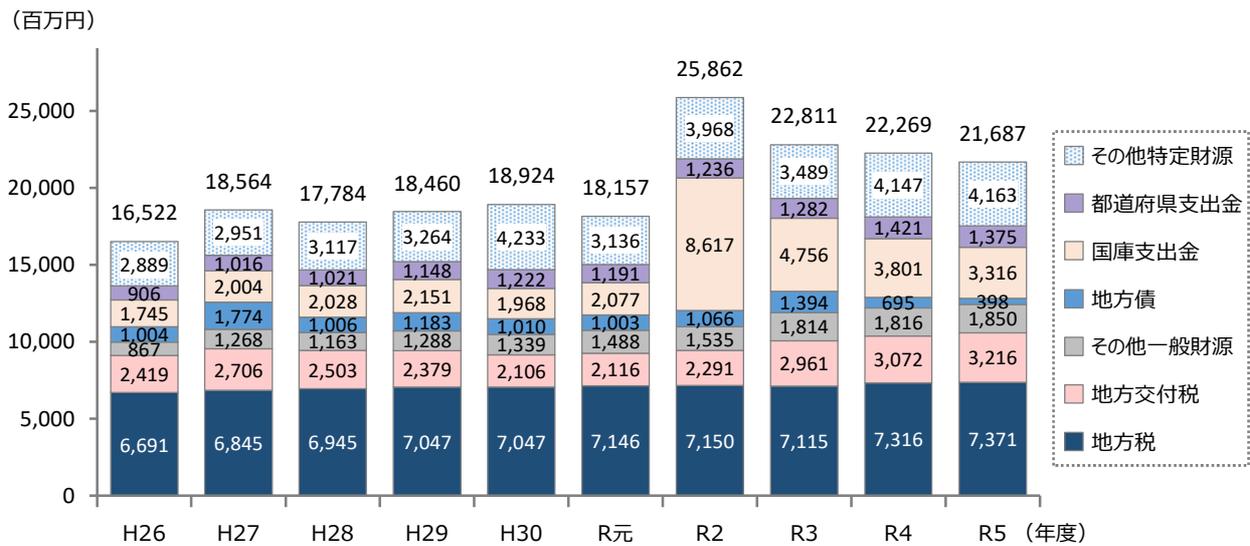
資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）※令和3（2021）年～令和5（2023）年の累計

(5) 財政

令和5（2023）年度の普通会計における歳入総額は21,687百万円、歳出総額は20,789百万円となり、実質収支は898百万円の黒字となっています。

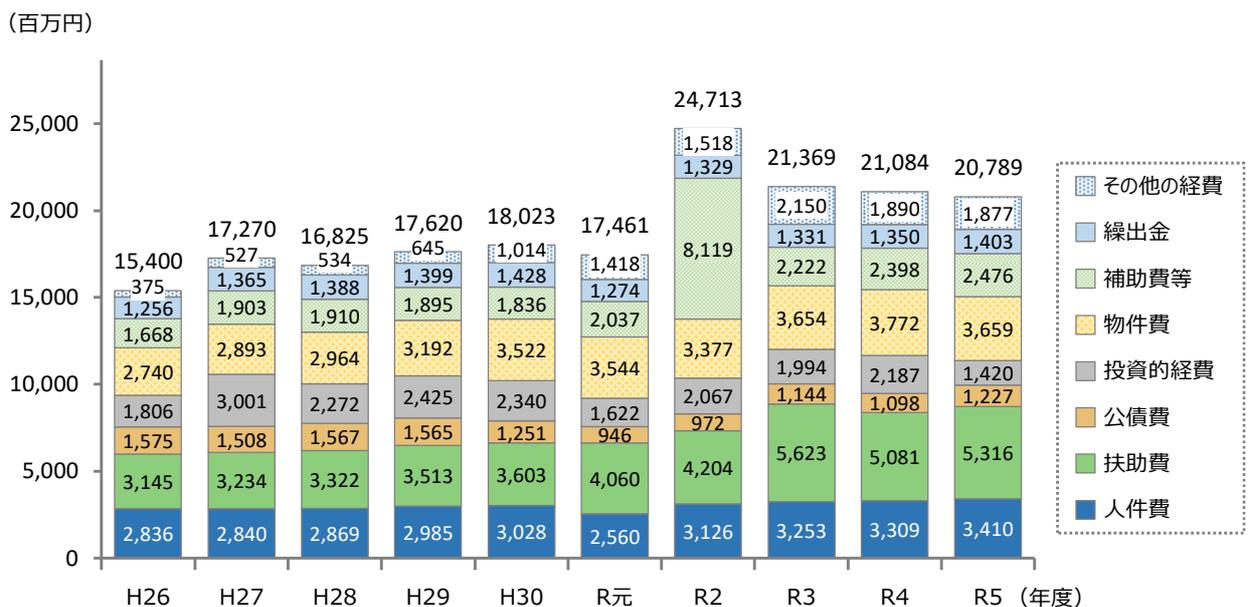
コロナ禍の初年度となった令和2（2020）年度では、歳入において国庫支出金、歳出において補助費等が急増しました。また令和3（2021）年度以降は、歳入では地方交付税の増加が続き、歳出では扶助費において50億円を超える支出が続いています。

■歳入決算額の推移



資料：地方財政状況調査（総務省） ※四捨五入の関係上、内訳と総額が一致しない場合がある。

■歳出決算額の推移



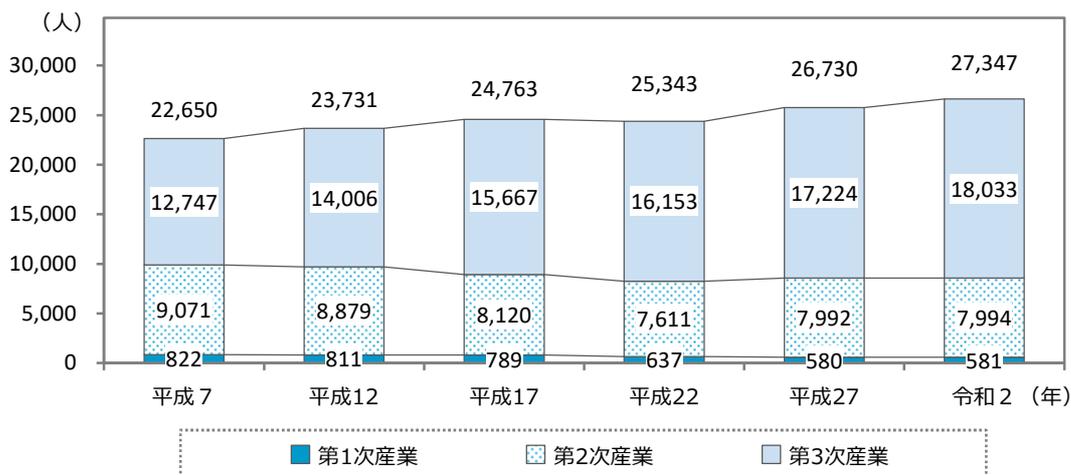
資料：地方財政状況調査（総務省） ※四捨五入の関係上、内訳と総額が一致しない場合がある。

(6) 産業

産業別就業人口（市内在住者の状況であり、市外への通勤者を含む）の推移を見ると、第1次産業、第2次産業の人口は減少する一方、第3次産業の人口が増加しており、結果として就業人口の総数の増加につながっています。

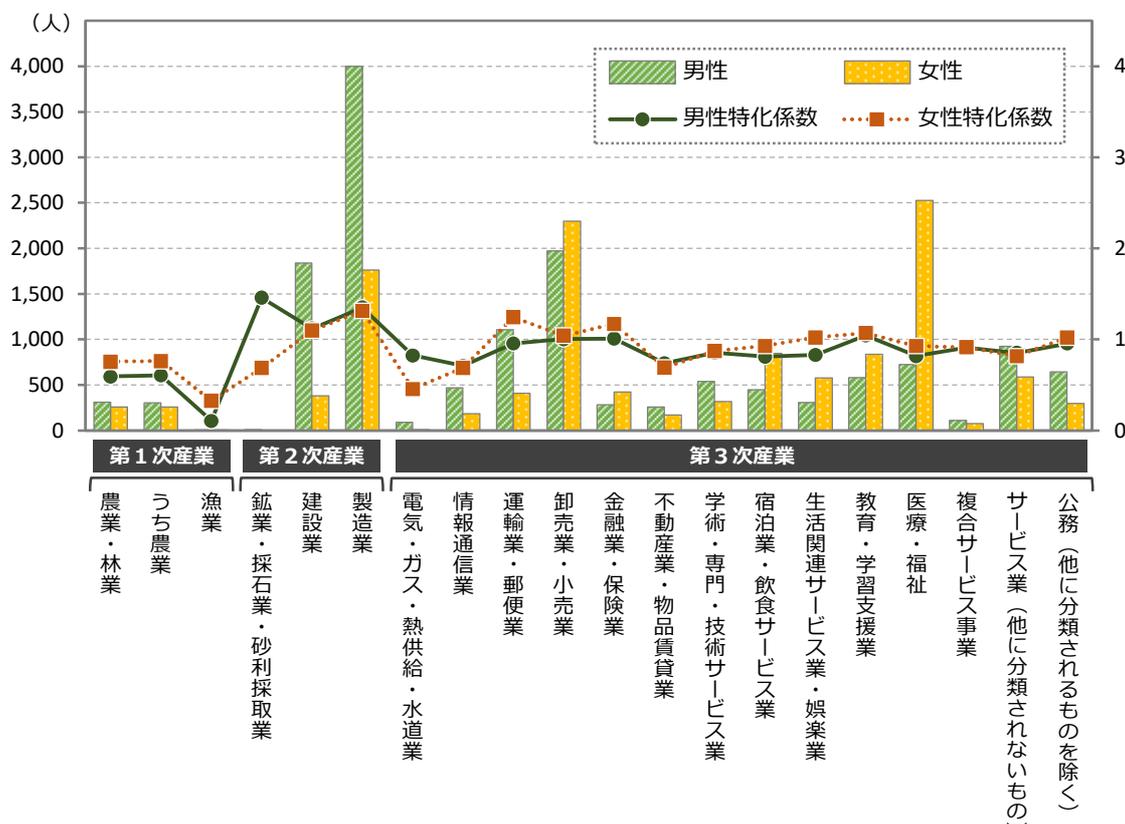
男女別産業別就業人口（市内在住者の状況であり、市外への通勤者を含む）を見ると、男性では「製造業」、「卸売業・小売業」、「建設業」、女性では「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「製造業」の就労人口が多くなっています。

◆産業別就業人口の推移◆



資料：国勢調査（総務省） ※各年の合計数は分類不能を含めた数値。

◆男女別産業別就業人口◆

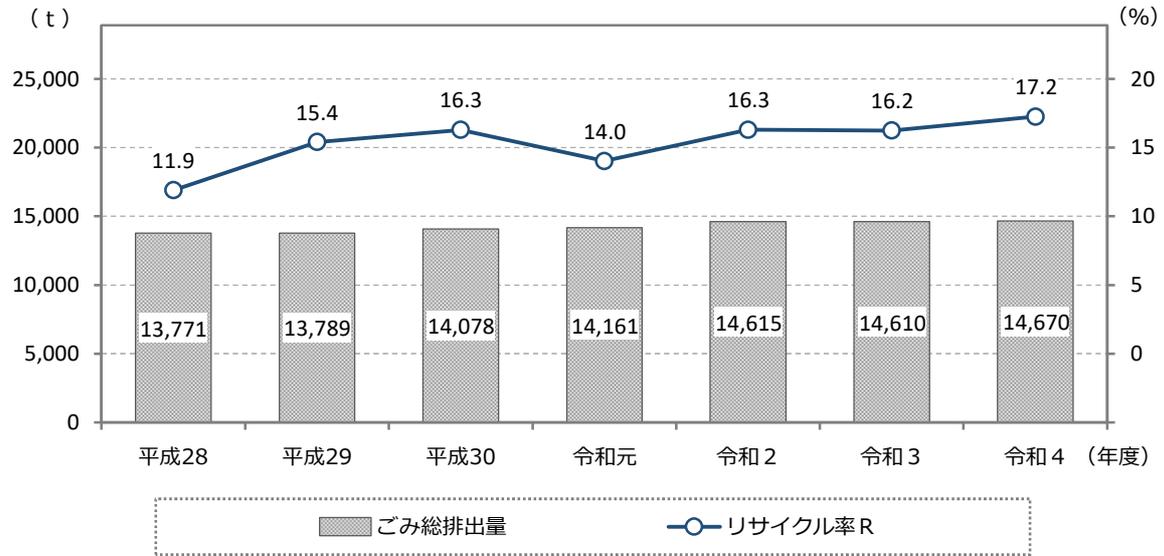


資料：国勢調査（総務省） ※令和2年

(7) ごみ排出量

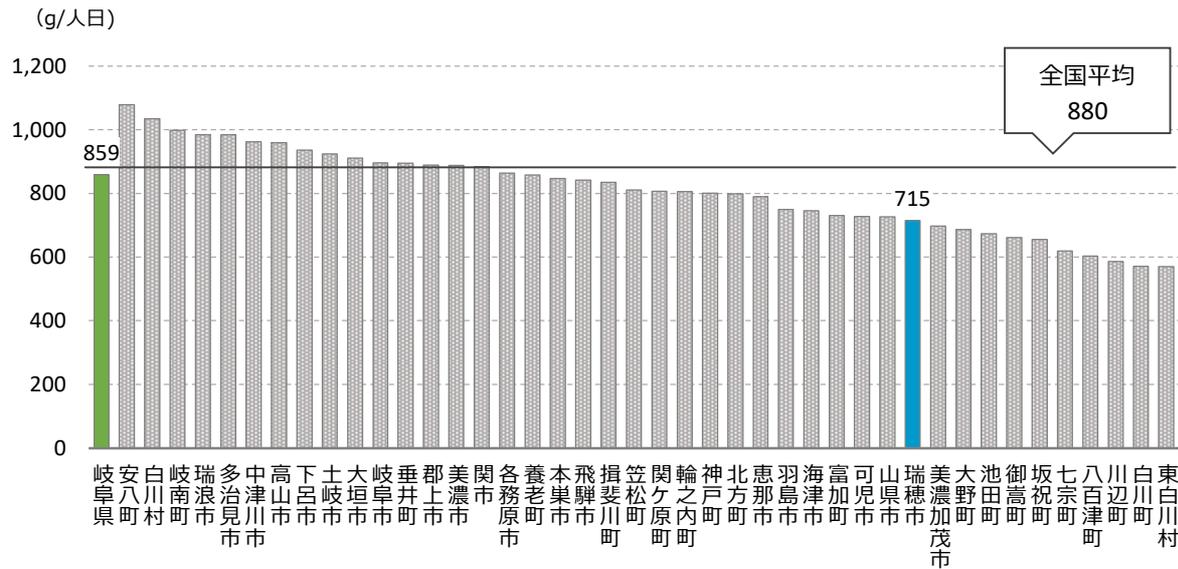
ごみ総排出量は微増傾向で推移していますが、リサイクル率も微増傾向で推移しています。
1人1日当たりのごみ排出量は715g/人日となっており、全国及び県と比較して少なくなっています。

■ごみ総排出量とリサイクル率



資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

■1人1日当たりのごみ排出量



資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）※令和4年度

5. まちづくりに関する住民意識

(1) 市民意識調査の結果概要

- ◆調査時期：令和6（2024）年7月～8月
- ◆対 象：市内在住の18歳以上の市民（3,000人）

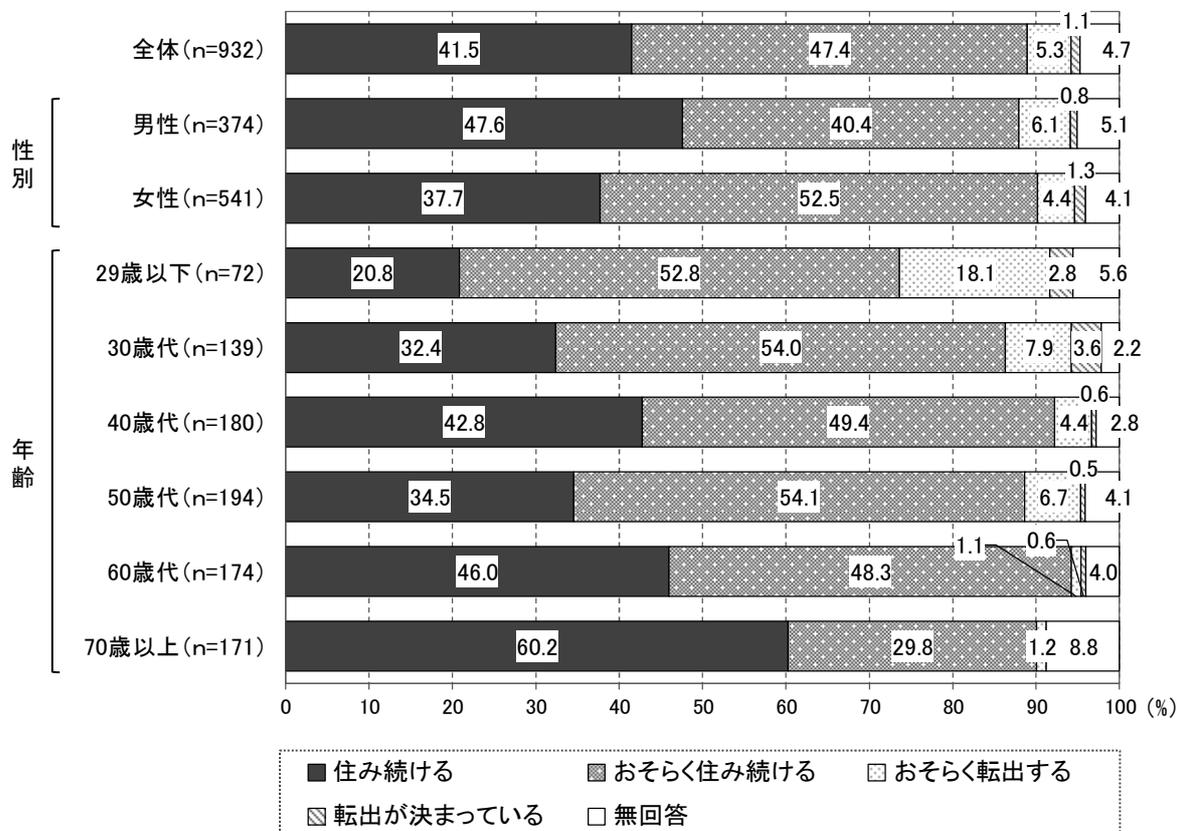
配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	3,000 票	932 票	31.1%

1 市民の定住意向について

全体では、「おそらく住み続ける」が47.4%と最も高く、次いで、「住み続ける」(41.5%)、「おそらく転出する」(5.3%)の順となっています。また、「住み続ける」と「おそらく住み続ける」を合わせた“住み続ける”は88.9%となっています。

年齢層別で見ると、年齢が高くなるほど“住み続ける”の割合が高くなっています。

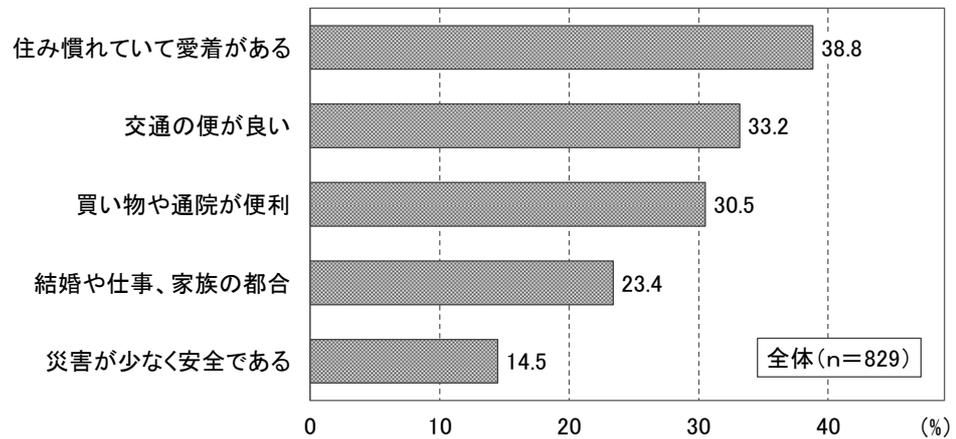
【問】 これからも瑞穂市に住み続けたいと思いますか。



2 瑞穂市で住み続けたい理由

「住み慣れていて愛着がある」が38.8%と最も高く、次いで、「交通の便が良い」(33.2%)、「買い物や通院が便利」(30.5%)の順となっています。

【問】 瑞穂市で暮らし続けたいと思う理由は何ですか。(上位5番目までグラフ化しています。)

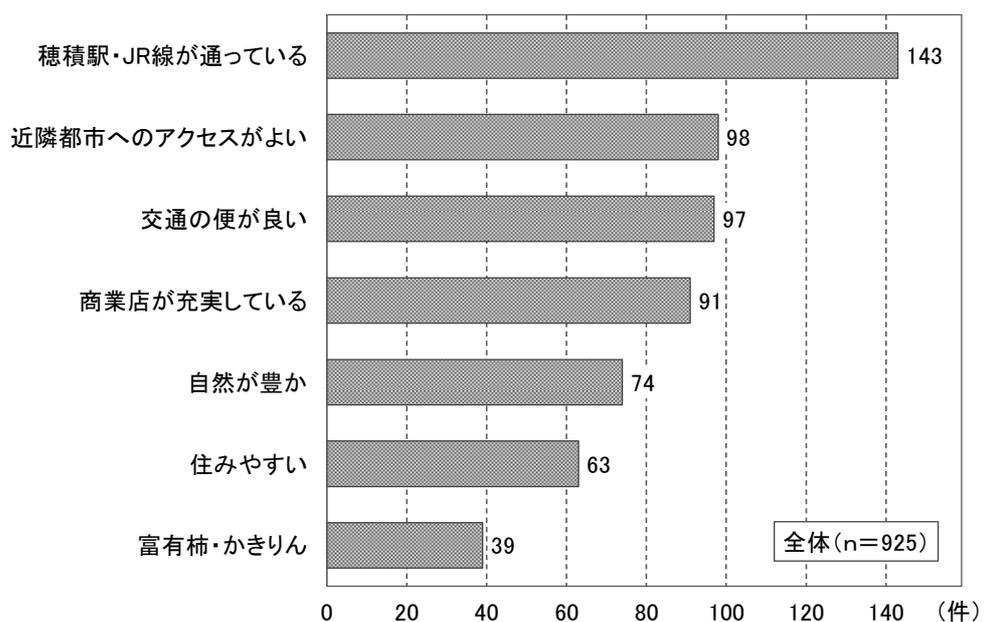


3 瑞穂市の自慢について

「穂積駅・JR線が通っている」が143件と最も高く、次いで、「近隣都市へのアクセスがよい」(98件)、「交通の便が良い」(97件)の順となっています。

【問】 あなたが思う、瑞穂市の自慢したいところを記入してください。

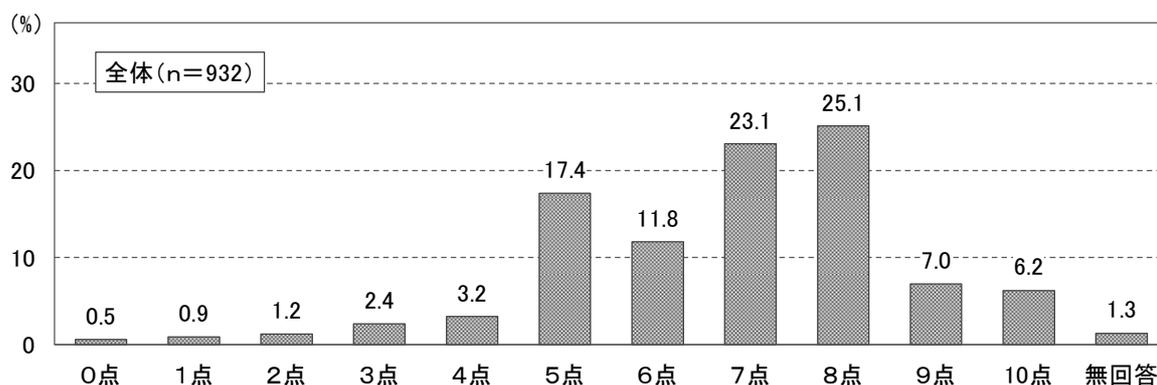
(回答の記述をカテゴリーに分けて集計し、上位7番目までグラフ化しています。)



4 市民の主観的幸福感について

「8点」が25.1%と最も高く、次いで、「7点」(23.1%)、「5点」(17.4%)の順となっています。なお、平均は6.8点となっています。

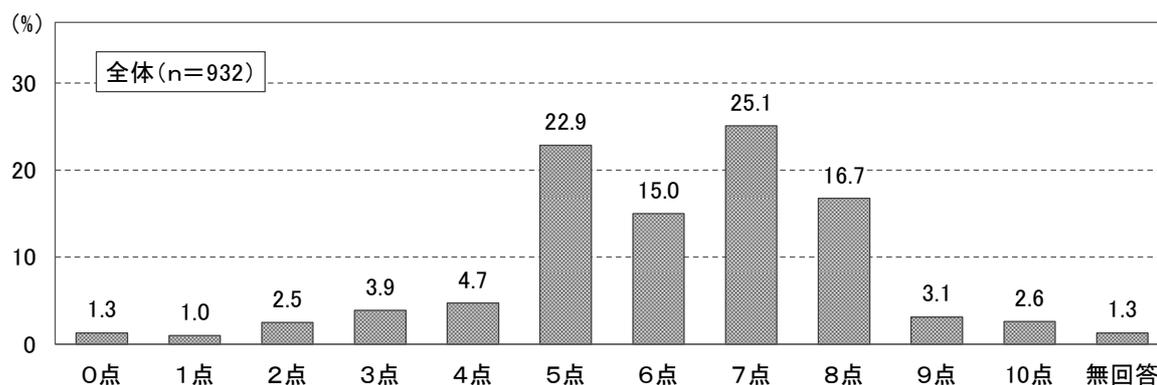
【問】 現在、あなたはどの程度幸せですか。
(10点が「とても幸せ」、0点が「とても不幸」)



5 地域の暮らしの満足度について

「7点」が25.1%と最も高く、次いで、「5点」(22.9%)、「8点」(16.7%)の順となっています。なお、平均は6.1点となっています。

【問】 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。
(10点が「とても満足」、0点が「とても不満足」)



6 瑞穂市の取組の「満足度」と「重要度」

本市の施策（24 項目）について、「現状に対する満足度」と「今後の重要度」について質問し、その回答結果に基づき、以下の配点により点数化を行いました。

現状に対する満足度		今後の重要度	
満足	5 点	重要	5 点
どちらかと言えば満足	4 点	どちらかと言えば重要	4 点
どちらとも言えない	3 点	どちらとも言えない	3 点
どちらかと言えば不満	2 点	あまり重要でない	2 点
不満	1 点	重要でない	1 点

【算出方法】

各選択肢の回答者数に回答毎の点数（1～5点）を乗じ、その合計について、「無回答」を除く回答数で割った値をそれぞれの項目の評価点としました。

【分析結果】

今回の調査結果から、本市として重点的に取り組むべき分野に関する点に注目して分析を行いました。

◆満足度が低く重要度が高いエリア（重点改善分野）

調査結果から「3 都市基盤」と「4 交通基盤」が、最も「満足度が低く重要度が高い」ところに位置づけられました。

市民の意向により「重点改善分野」として取り組むこと

- ・社会インフラの整備や土地の有効活用による都市機能の強化
- ・交通基盤の充実による交通・移動の利便性の向上

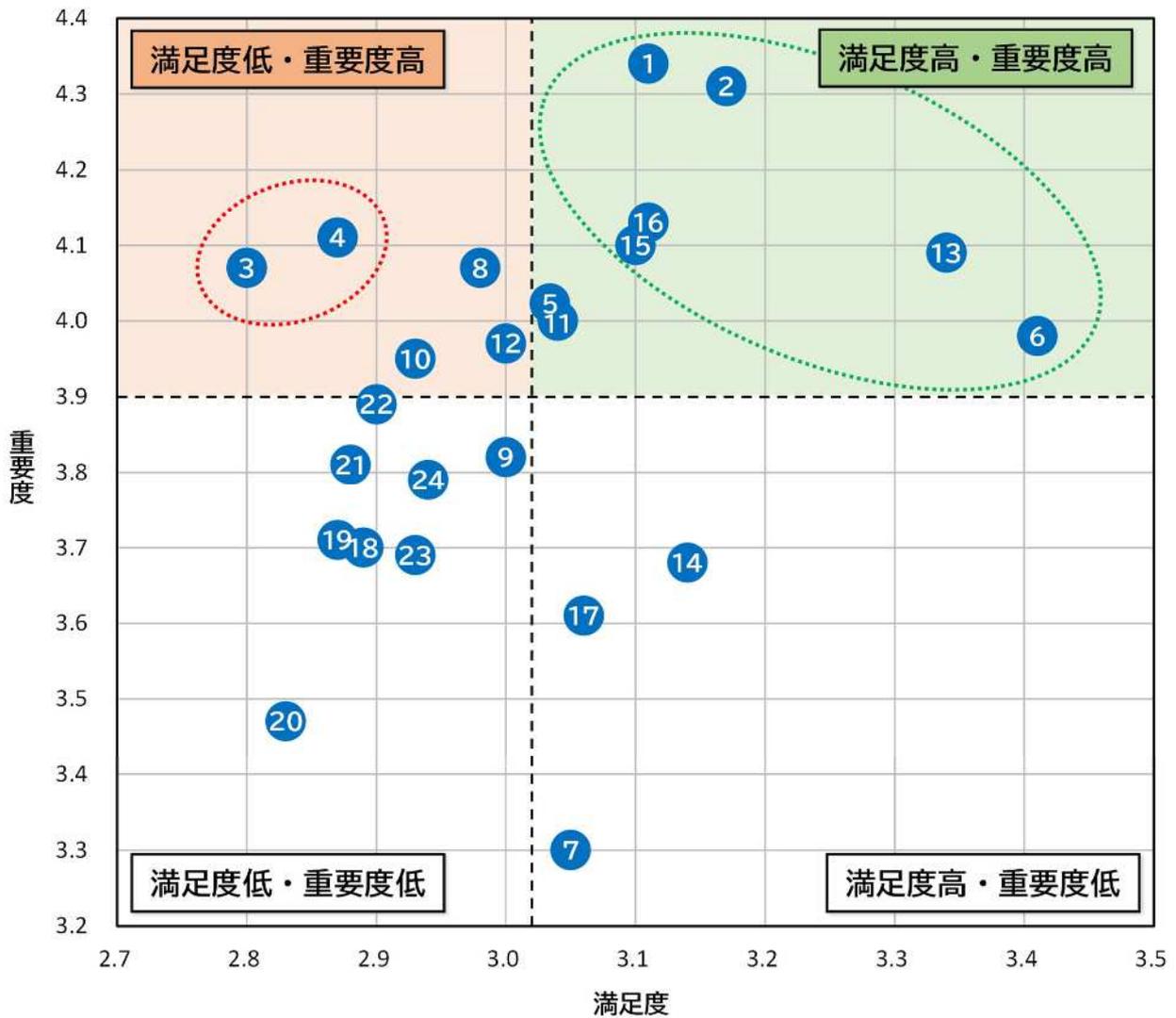
◆満足度と重要度がともに高いエリア（重点維持分野）

調査結果から「1 治水・防災」、「2 防犯・交通安全」、「6 自然・衛生環境」、「13 医療・健康」、「15 子育て支援」、「16 学校教育」が、最も「満足度と重要度がともに高い」ところに位置づけられました。

市民の意向により「重点維持分野」として取り組むこと

- ・市全体の防災力を強化して、災害に強く、市民の暮らしを守ること
- ・市民の日常生活を脅かす交通事故や犯罪等の防止に努めること
- ・市民とともに循環型社会の形成や地球温暖化対策に取り組むこと
- ・地域医療体制の維持と、市民の生涯にわたる健康づくりを支援すること
- ・子どもが健やかに育つよう、子育て支援の充実を図ること
- ・学校教育環境を整備し、時代の流れに応じた教育の充実を図ること

満足度・重要度の相関図



1 治水・防災	9 地域福祉	17 生涯学習・地域文化
2 防犯・交通安全	10 障がい者福祉	18 農業
3 都市基盤	11 児童福祉	19 商工業
4 交通基盤	12 社会保障	20 観光・交流
5 上水道・下水道	13 医療・健康	21 行政運営
6 自然・衛生環境	14 人権・平和	22 財政運営
7 地域コミュニティ	15 子育て支援	23 協働
8 高齢者福祉	16 学校教育	24 情報

7 地域幸福度(Well-Being)指標について

市民意識調査において「主観指標」を測る設問を設定して質問しました。なお、地域幸福度(Well-Being)指標とは、「主観指標」と「客観指標」のデータをバランスよく活用し、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を指標で数値化・可視化する新たな取組であり、国のデジタル庁が先導して全国の自治体で実施されています。

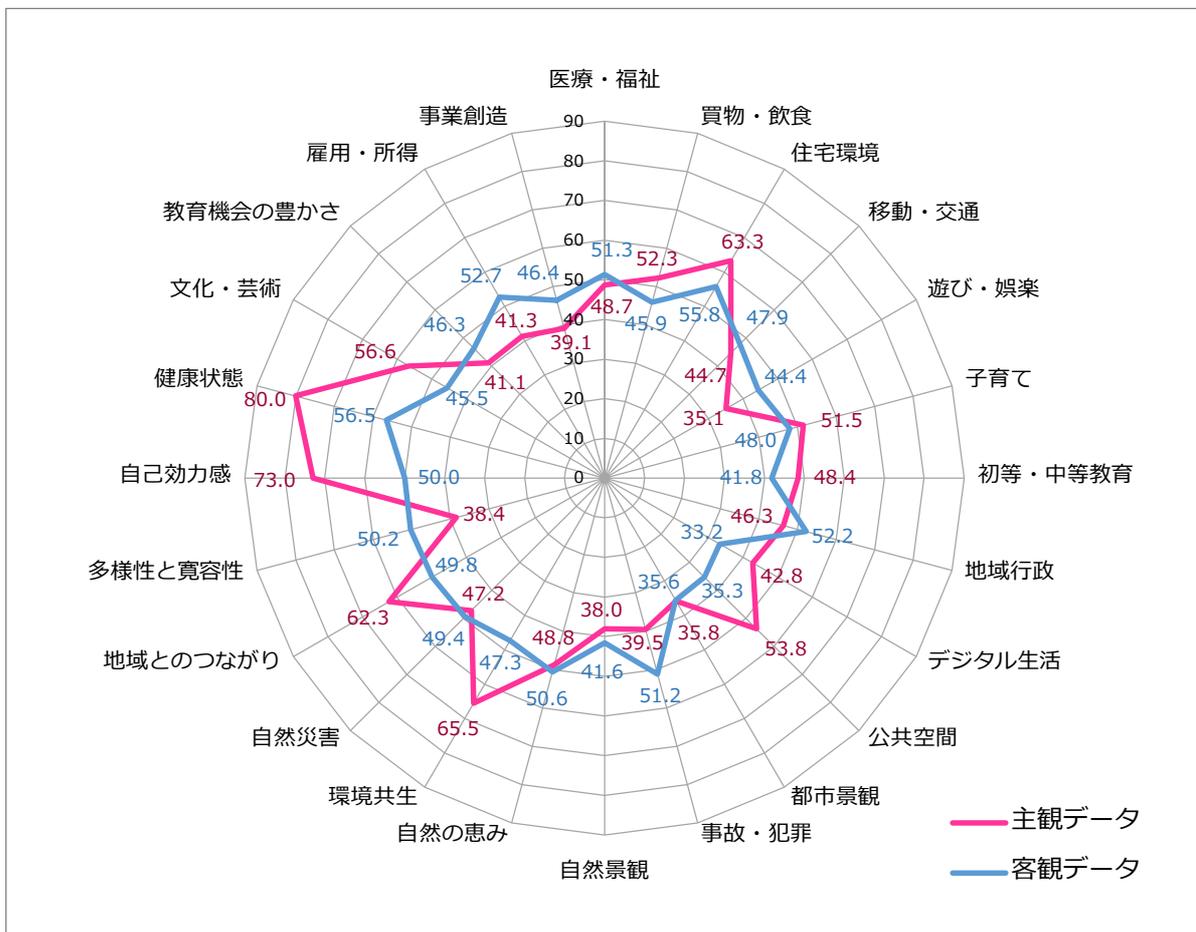
◆地域幸福度(Well-Being)指標の考え方◆

地域幸福度(Well-Being)指標は、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を数値化・可視化するものであり、「50」という基準値を基に、数値が低ければ「弱み」、数値が高ければ「強み」と評価します。なお、「主観指標」は、今回の市民意識調査の結果をもとに偏差値に置き換えた数値であり、「客観指標」は、本市の状況を示すオープンデータをもとに国が自治体毎に偏差値に置き換えた数値です。

下のグラフは24の項目における本市の「主観指標」と「客観指標」の結果を示しています。例えば、「地域とのつながり」を見ると、客観指標は49.8で標準的ですが、主観指標は62.3で「やや強い」と住民は感じています。その一方、「多様性と寛容性」を見ると、客観指標は50.2で標準的ですが、主観指標は38.4で「やや弱い」と住民は感じています。

このように各項目の結果を捉えることで、地域幸福度(Well-Being)指標をまちづくりの検討の目安にすることが、国の方向性の一つになっています。

■瑞穂市の地域幸福度(Well-Being)指標の結果



(2) 市民ワークショップの結果

本計画の策定に際し、本市の10年後の姿を各分野（生活等の環境、福祉、コミュニティ、健康、教育、文化）の観点から、今後効果的と思える取組等を検討することを目的として、市民ワークショップを実施しました。

自慢したくなる瑞穂市、10年後の姿をイメージしてみよう

生活等の環境（安全・安心、利便性等）

●ごみ問題

- ・空き家が増えるのごみが放置されるなど、治安が悪化するため、こどもへの早期の教育を実施してはどうか。

●公共交通

- ・公共交通は不便が多く、「みずほバス」の本数を増やすほか、停留所の追加設置等の改善をしてはどうか。

●交通安全

- ・国道21号を横切るにはアンダーパスしかなく危険であり、改善してはどうか。

●地域コミュニティ

- ・子ども会等に参加しない家庭の増加でコミュニティの維持が難しくなっているため、つながり構築が必要ではないか。

福祉、コミュニティ、健康

●地域発展

- ・駅ビルの建設等、駅前の有効活用と娯楽の充実を図ってはどうか。

●公共交通機関

- ・かきりんバスの本数を増やしてはどうか。
- ・車いす、高齢者でも乗りやすいバスを検討してはどうか。

●ごみ問題

- ・ごみ捨て場が住居に近接するなど、暮らしの利便性向上を図ってはどうか。

●子育て、転入者

- ・子育て世帯の移住促進のため、転入生の受け入れ体制の構築と移住者への細やかなサービスの提供が求められるのではないか。

●地域医療

- ・産婦人科の充実を図ってはどうか。
- ・18歳まで医療費の無償化を実施してはどうか。

教育（学校・家庭・社会）文化

●地域の発展、活性化

- ・子育てに配慮した企業を誘致するほか、国道 21 号線沿いに道の駅を整備する等、観光・特産物を増やす中で観光客・移住者増加を目指すのはどうか。
- ・小中学生の通学路を主として、歩道の整備を推進してはどうか。
- ・商店街を活性化させてはどうか。
- ・巢南地域を盛り上げるための、観光農園（カフェ・苺）、サボテン、宿場まつり等の支援をしてはどうか。

●世代を超えた住民交流

- ・親と子、親同士がよりよくつながるために、地域住民も利用可能な食堂等を設置するのはどうか。
- ・保育所と高齢者施設を隣接させ、交流の場とするのはどうか。

●伝統

- ・昔の仕事や歴史を伝承することが必要ではないか。
- ・祭りの一本化をして、市として実行してはどうか。
- ・柿栽培の後継者不足のため、富有柿ブランドを残すための支援をしてはどうか。

●地域の安全環境

- ・朝日大学と法教育やスポーツ分野で連携を強化してはどうか。
- ・地下道のごみを完全に廃棄するほか、街路樹の整備をしてさらなる治安向上を目指してはどうか。

●子育て、教育

- ・岐阜のメディアコスモスのような図書館を整備してはどうか。
- ・昔のあそびを伝承できるよう措置を行ってはどうか。
- ・公園が少ないため、都市公園の充実を図ってはどうか。

- ① 生活環境の向上：ごみ問題や交通安全の改善を図る。
- ② 公共交通の利便性向上：バスの本数増加や停留所の追加設置を行い、交通の利便性を高める。
- ③ 地域コミュニティの活性化：子育て世帯や高齢者等、世代を超えた住民交流の場を設け、コミュニティのつながりを強化する。
- ④ 子育て支援と教育環境の充実：子育て世帯の移住促進や教育施設の整備、地域医療の充実を図り、子どもが安心して育つ環境を提供する。
- ⑤ 地域発展と経済活性化：駅前の有効活用や観光・特産物の増加によって、地域の経済を活性化させる。

6. まちづくりに向けた課題

〈人口の動向〉

本市の総人口は増加傾向にありますが、令和6（2024）年1月1日時点で、本市の総人口は56,329人、高齢化率は21.7%である一方、年少人口（0～14歳）が占める割合は14.9%であり、年々少子高齢化は進みつつあります。

また、社会増減（転入数と転出数の差）はおおむね社会増で推移していますが、自然増減（出生数と死亡数の差）は、現在は出生数が死亡数を上回って推移しているものの、高齢化による死亡数の増加により、自然増は減少傾向にあります。

〈人口減少対策とシビックプライドの醸成〉

少子化対策及び人口増加対策として、若者の結婚や出産等の希望を叶える環境づくりを進めるとともに、こども・子育て支援施策やこども・若者の移住・定住施策を一層強化していくことが必要です。

さらに、本市で生まれ育ったこどもが進学や就職等で本市を離れたとしても本市に帰ってきてまた住んでみたいと思えたり、離れた土地で暮らしても生涯にわたって本市を誇りに感じたりすることで、将来的なUターン者の増加につなげていく必要があります。このため、幼少期から地域や学校教育等で郷土愛を深めていくなど、市全体でシビックプライド醸成に取り組む必要があります。

〈行政サービスのデジタル化に対する市民意識〉

市民意識調査における「暮らしている地域では、行政サービスのデジタル化が進んでいるか」という設問では、“あてはまる”が12.8%で“あてはまらない”の28.8%より低い割合となっています。本市のDXに関する取組等について市民に分かりやすく情報発信するとともに、時代に応じて変化する市民のニーズを把握し、ニーズにマッチしたサービスを提供できるよう対応していくことが重要です。

〈自治体DXの推進〉

社会情勢の変化やデジタル技術の向上が急速に進む中、全国的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が拡大しつつあります。本市においても、行政サービスのデジタル化による市民の利便性向上、デジタル技術の活用による業務の効率化等を進める必要があります。

〈市民の命と暮らしを守るまちづくり〉

近郊大都市のベッドタウンとしての要素も強い本市において、市民が安全・安心に暮らせる環境を整えていくことは非常に重要です。

〈災害や事故・犯罪等に対する市民意識〉

市民意識調査の結果では、「治水・防災（災害等に対する対応力の強化等）」、「防犯・交通安全（犯罪や交通事故が少ない等）」ともに満足度が高い一方で重要度も高くなっています。このため、事故や犯罪被害、自然災害等から市民の生命を守り、関係機関や地域住民とともに安全・安心を確保していく必要があります。

〈都市機能を支えるインフラの整備〉

市民生活と行政サービスの基盤となる道路・橋りょう・上下水道や公共施設等のインフラは、財政負担を考慮しながら、中長期的な視点から整備されるものです。本市においては現在、下水道の整備を進めるとともに新たな庁舎の整備に向けた検討を進めており、引き続き中長期的な視点から適切なインフラの維持・整備・更新に取り組む必要があります。

〈地域経済活性化に向けた課題〉

「第3期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年3月策定）」における分析では、本市の通勤・通学の状況から昼間人口の流出が見られるとともに、「職業上（就職・転職・転勤等を含む）」の理由とした本市からの転出が多い傾向が示されています。このため、市内における働く場の創出を行うことで、市外への昼間人口の流出や転出を抑えることができる可能性があります。

また、市民ワークショップでも、「駅前の有効活用や観光・特産物の増加によって、地域の経済を活性化させる」という声が挙がっています。

このようなことを踏まえ、本市における起業・創業・就農支援をはじめ、瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想による地域の活性化や、企業誘致、商業・工業・農業等の産業振興等に取り組むことで、市内における働く場の創出や、まちの賑わいの創出等につながるように取り組んでいくことが求められます。

〈地域幸福度の向上につながる取組〉

今回の市民意識調査で初めて採用した地域幸福度（Well-Being 指標）の結果では、ギャップ（「主観指標」と「客観指標」の差）が+10ポイント以上である項目は「公共空間」、「環境共生」、「地域とのつながり」、「自己効力感」、「健康状態」、「文化・芸術」となっています。逆に、ギャップが-10ポイント以上である項目は「多様性と寛容性」、「雇用・所得」、「事故・犯罪」となっています。また、市民意識調査では“住み続ける”と回答した市民は全体で88.9%となっており、多くの市民が「住み続けたいまち」として評価していることから、これらの市民意識に見られる本市の強みと弱みを把握した上で、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感（Well-being）」を高める施策・事業を展開していく必要があります。



基本構想

1. 瑞穂市の将来展望

(1) 市の将来像

前計画では、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を市の将来像に掲げて、その実現に向けた施策の展開を進めてきました。

前計画の基本構想策定から10年が経過し、市民のニーズや行政が対応すべき課題に改めて目を向けたいうえで、市民と行政が一体となり社会の変化に対応したまちづくりを進められるよう、市の将来像を新たに掲げて施策・事業を展開していく必要があります。

瑞穂市らしさをさらに高めていくため、本市の現状や各種調査結果等を踏まえ、本計画において目指す市の将来像を以下のとおり定めます。

◆市の将来像◆

こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心して住みよい都市^{まち}
～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～

《本市が目指す「市の将来像」について》

市民が望む本市の姿について、こどもから高齢者まで性別・国籍を問わず安心・快適に暮らし続けられる環境や、交通の利便性向上が重要であるとの意見が多く出されました。特に大都市近郊のベッドタウンとしての特性を持つ本市では、暮らしやすさの向上が求められています。

暮らしやすさの向上は市民の幸福度（ウェルビーイング）の向上につながると考えられます。また、子育てに関する意見も多く、子育て環境やこどもの健やかな成長を支援する取組も重要視されています。

今後の計画では、「こども」、「住みやすさ」、「ウェルビーイング」に焦点を当て、市民の幸せな暮らしを実現するための取組を進めていくこととします。

* 「ウェルビーイング (Well-being)」とは？

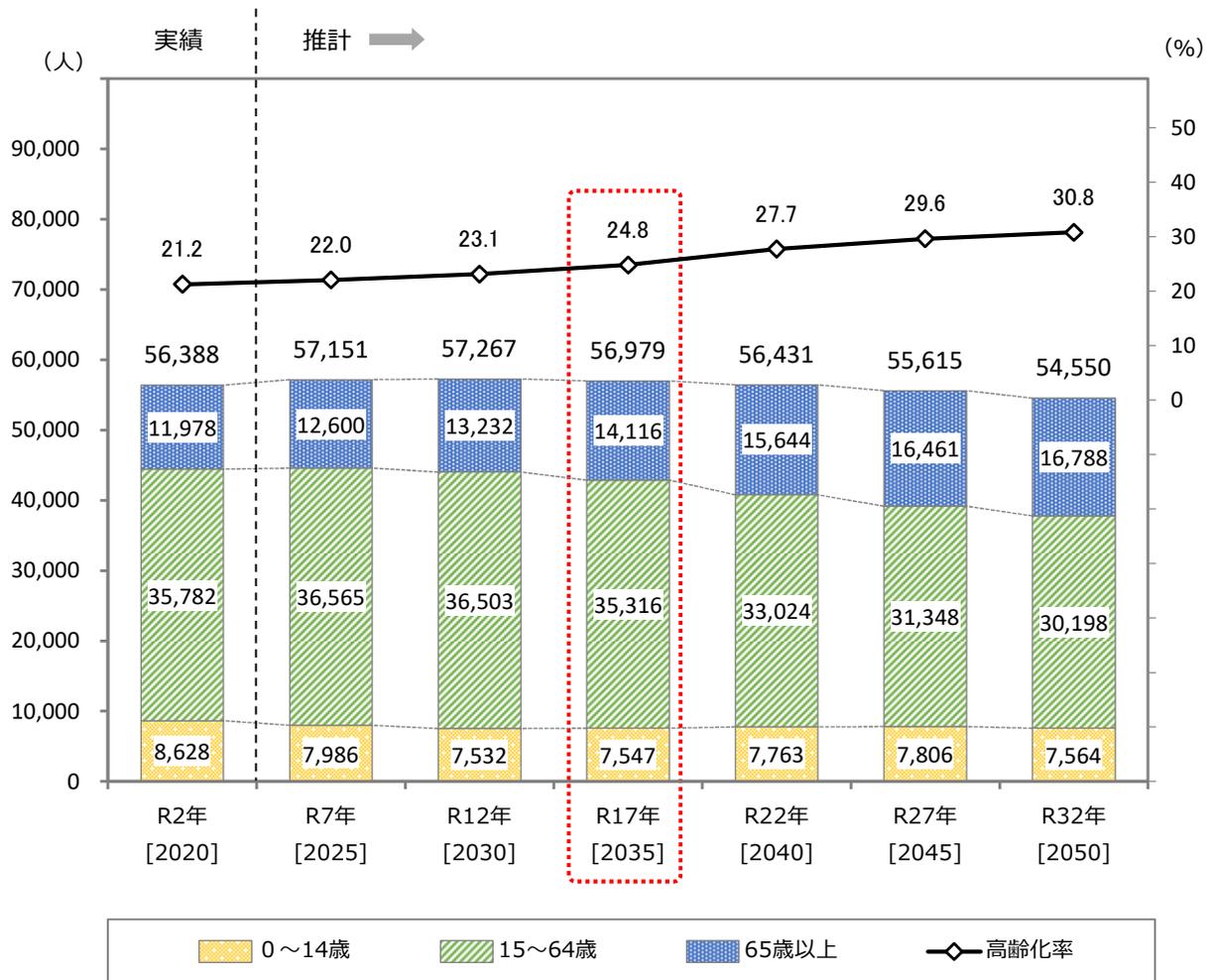
- ・ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- ・ 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

(2) 本計画における目標人口

「市の将来像」の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加による合計特殊出生率の上昇と、転出抑制・転入促進の効果が生まれることを見込み、次のとおり、目標人口を設定します。

【本市の目標人口】
総人口 57,000 人（令和 17（2035）年時点）

◆本市の人口の将来展望◆



資料：第3期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(3) 本計画における目標指標

「市の将来像」の実現に向けて住みやすさを向上させる施策を推進することで、市民の幸福度（ウェルビーイング）の向上にもつながると考えられます。このため、本計画において次のとおり2つの目標指標を定めます。

【市民の主観的幸福感】

市民の平均 7.5 点（令和 17（2035）年時点）

※10点満点（10点が最も幸せ）

※「市民意識調査（令和6年度）」の平均は6.8点

【地域の暮らしの満足度】

市民の平均 7.0 点（令和 17（2035）年時点）

※10点満点（10点が最も満足）

※「市民意識調査（令和6年度）」の平均は6.1点

(4) 将来の都市空間像

将来の都市空間像とは、「市の将来像」の実現を目指して市全域を空間的かつ概念的に示すものです。

本市では、様々な都市活動や日常生活を支える機能が集積する「拠点」、地域間の人々の移動や交流・連携を支える「軸」、都市的利用及び自然的利用の区分や面的な広がりを表す「ゾーン」により都市空間像を描きます。

◆本市における「都市空間像の構成要素」◆

[1] 拠点

商業、医療、行政サービス等の機能が集積している場所を活かしながら、多様な拠点を形成・強化します。

- JR穂積駅を中心に多様な都市機能が集積する「都市拠点」
- 日常生活に必要な機能が集積する「地域生活拠点」
- 朝日大学周辺を中心に、大学・病院等と連携した先端産業が集積する「学術研究拠点」
- 市民同士の交流や健康づくり、文化芸術活動の場となる「交流拠点」 等

[2] 軸

主要な道路や鉄道、自然環境の骨格となる河川等を活かしながら、多様な軸を形成・強化します。

- 広域の都市間や市内の様々な拠点間を結ぶ「幹線道路ネットワーク」
- 穂積駅を中心に生活拠点及び都市間を結ぶ「公共交通ネットワーク」
- 自然豊かで良好な水辺空間や歴史・文化資源とふれあいながら散策できる「水と緑のネットワーク」「歩行者ネットワーク」
- 交通利便性を活かし、商業や工業機能が集積する「産業集積軸」 等

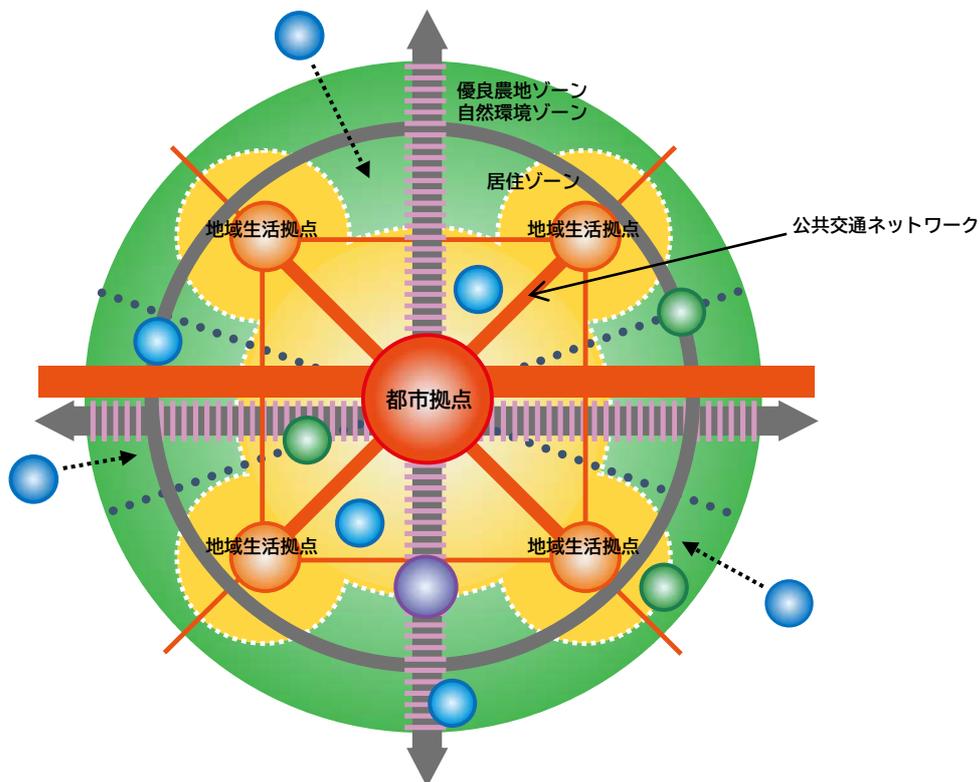
[3] ゾーン

まちづくりに向けた課題も意識しつつ、各地域の特性に応じた多様なゾーンを形成します。

- 生活基盤となる道路、公園、下水道等が整備された良好な住環境のある「居住ゾーン」
- 働く場を創出し、地域経済をけん引する「工業ゾーン」
- 良好な営農環境や自然景観等を形成する「優良農地ゾーン」「自然環境ゾーン」 等

◆「都市空間像の構成要素」の配置イメージ◆

本市では、『穂積駅周辺の「都市拠点」を核とし、市内各地に「地域生活拠点」を配置し、コンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成を図ること』に重きを置きます。そのうえで、各種法令との整合性を保ちながら市全体として秩序ある開発を進め、都市と自然の調和、市の強みや地域の魅力の活用等を図ることにより、多様な拠点・軸・ゾーンをバランスよく適切に配置します。



拠点	
 都市拠点 (JR穂積駅周辺地区)	 地域生活拠点 (美江寺駅周辺地区、犀川周辺地区 等)
 学術研究拠点 (朝日大学)	 交流拠点 (主要な公園・広場、美江寺宿 等)
軸	
 幹線道路ネットワーク (国道 21 号、主要地方道北方多度線、 主要地方道岐阜巣南大野線 等)	 公共交通ネットワーク (コミュニティバス、路線バス、鉄道 等)
 水と緑のネットワーク・歩行者ネットワーク (一級河川、中山道 等)	 産業集積軸 (国道 21 号、主要地方道北方多度線、 主要地方道岐阜巣南大野線の沿道周辺)
ゾーン	
 居住ゾーン (都市拠点、地域生活拠点の周辺)	 工業ゾーン (幹線道路沿道周辺、既存工業地 等)
 優良農地ゾーン・自然環境ゾーン (農業振興地域、河川周辺緑地 等)	

2. 計画の施策体系

「市の将来像」の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGsの視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

【基本目標1】未来の夢と希望を育む都市^{まち}

- 若者が結婚し、妊娠・出産に至るまでの希望を叶えるため、出会いの場の提供や妊活への支援を行います。
- 子どもが健やかに育つよう、ライフステージに応じた子ども・保護者への様々な支援や教育・保育施設の充実により、子育て支援の行き届いたまちづくりを目指します。
- 人格形成の基礎を培う幼児教育と一人ひとりの可能性を引き出す質の高い学校教育を推進するとともに、教育環境の整備やデジタル社会に対応した教育内容の充実を図ります。

【基本目標2】笑顔あふれる健やかな都市^{まち}

- 性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず互いの人権が尊重されるとともに、地域における支え合いや交流等を通して安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。
- スポーツ・歴史・文化等において、生涯学び続けられる人づくりと地域の絆を深める社会教育を推進し、市民が人生を豊かに過ごすことができる環境づくりに取り組みます。
- 適切な地域医療体制を整えつつ、各種健（検）診や健康に関する情報提供、保健指導等により、生涯にわたる健康づくりや食生活の改善を支援します。
- 市民の生涯にわたる安心や生活の安定を支えるセーフティネットとして、各種保険制度や福祉サービス等の適切な運用に努めます。

【基本目標3】誰もが安心して暮らせる都市^{まち}

- 地域住民と協働して市全体の防災力を強化することで、地震、風水害、火災等に強く、市民の暮らしを守るまちを目指します。
- 市民の交通安全意識と防犯意識を高めるとともに、関係団体との連携により、市民の日常生活を脅かす交通事故や犯罪等の防止に努めます。
- 道路や公園、上下水道等、生活に必要な社会インフラの整備や土地の有効活用により、都市機能の強化や住環境の向上に取り組みます。
- 公共交通の確保や道路網の整備による交通基盤の充実により、様々な拠点間を結ぶネットワークを形成します。
- 環境問題に関する市民の意識を高め、循環型社会の形成や脱炭素等の地球温暖化対策に取り組むことで、環境に優しいまちづくりを進めます。

- 新規就農者・後継者の育成・支援や、安定した農業経営に対する支援に取り組むとともに、農作物を地産地消することにより農業に対する市民の理解と関心の向上に努めます。
- 瑞穂市商工会等の関係団体と連携して市内事業所の活動を支援するとともに、本市の交通至便の利を活かして企業誘致や起業・創業支援に取り組めます。
- 地域資源を活かしたブランドの創出や各種イベントによる賑わいづくり等により、関係人口・交流人口を増加させ、市の魅力向上と移住・定住につなげます。

《共通目標》市民とつくる持続可能な都市^{まち}

- 庁舎やその他公共施設等は、老朽化の進行、厳しい財政、人口密度の変化等に伴う利用需要の変化といった背景から、現在の公共施設等の全てを現状のまま維持することは難しい状況であるため、公共施設等による公共サービスの持続性を確保できるよう計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化等を進めます。
- 広域行政を推進してスケールメリットを活かした取組を進めることで住民サービスの向上や効率性・費用削減効果を高めます。
- デジタル技術を活かした行政サービスや業務効率化を推進するとともに、歳入の安定的な確保とふるさと納税制度等を活用した新たな財源の確保に努め、行政サービスの充実と健全な財政運営に取り組めます。
- 市政情報の発信や市民参画の機会提供により、行政と市民との協働・連携を強め、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 市の広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、市の取組や様々な情報を市内外に発信することで、市民サービスの向上とシティプロモーションに取り組めます。

◆施策体系図◆

市の将来像

まち
こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心して住みよい都市
～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～

基本目標

施策分野

共通
目標

まち
1 未来の夢と希望を育む都市

- ①こども・若者
- ②子育て支援
- ③学校教育

まち
2 笑顔あふれる健やかな都市

- ①地域福祉
- ②高齢者福祉
- ③障がい者福祉
- ④地域コミュニティ
- ⑤生涯学習・地域文化
- ⑥医療・健康
- ⑦人権・平和
- ⑧社会保障

まち
3 誰もが安心して暮らせる都市

- ①治水・防災
- ②防犯・交通安全
- ③都市基盤
- ④交通基盤
- ⑤上水道・下水道
- ⑥自然・衛生環境
- ⑦農業
- ⑧商工業
- ⑨交流・観光

市民とつくる持続可能な都市
まち

- ①行政運営
- ②財政運営
- ③協働
- ④情報